

○和泊町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

平成23年10月27日規則第13号

改正

平成24年9月3日規則第17号  
平成27年3月31日規則第3号  
平成30年8月15日規則第15号  
令和3年8月31日規則第10号  
令和6年9月30日規則第8号  
令和8年3月31日規則第4号  
令和8年4月1日規則第8号

和泊町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、和泊町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例（平成23年和泊町条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

**第2条** 条例第2条に規定する定住促進住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
しま暮らし体験住宅1号	和泊町内城161-1
しま暮らし体験住宅2号	和泊町国頭3025-1
しま暮らし体験住宅3号	和泊町手々知名147
しま暮らし体験住宅4号	和泊町西原281-3
しま暮らし体験住宅5号	和泊町和泊121-3
しま暮らし体験住宅6号	和泊町内城585-2

(入居者の公募の方法等)

**第3条** 町長は、定住促進住宅の入居者を公募する場合は、次に掲げるいずれかの方法によって行うものとする。

- (1) 和泊町公式ホームページ
- (2) 和泊町有線テレビ
- (3) 広報誌掲載
- (4) 庁舎及びその他本庁内の適当な場所における掲示
- (5) 防災行政無線
- (6) 移住支援サイト「くらすわどまり」

2 町長は、前項の規定にかかわらず、災害による住宅の滅失その他特別な事由がある場合において、定住促進住宅に入居させることが適当であると町長が認める者については、公募を行わず、定住促進住宅に入居させることができる。

(入居申込み)

**第4条** 条例第4条第1項に規定する入居の申込みは、和泊町定住促進住宅入居申込書（第1号様式）によることとする。

（入居予定者の決定）

**第5条** 町長は、前条の規定に基づく入居申込みが複数ある場合は、書類審査により入居予定者を決定するものとする。

2 入居予定者の決定通知は、和泊町定住促進住宅入居予定者決定通知書（第2号様式）によるものとする。

（入居の手続）

**第6条** 前条第1項により決定を受けた者（以下「入居決定者」という。）は、決定のあった日から起算して10日以内に、和泊町定住促進住宅入居届（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）入居申込者の納税証明書

（2）入居申込者及び同居親族の住民票の写し

（3）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、条例第4条第1項の規定により入居を許可したときは、当該入居決定者に対して和泊町定住促進住宅入居許可書（第4号様式）を交付するものとする。

（賃貸借契約）

**第7条** 条例第7条に規定する契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に基づく契約とし、和泊町定住促進住宅定期賃貸借契約書（第5号様式）によるものとする。

（敷金の還付）

**第8条** 条例第6条第2項の規定による敷金の還付を受けようとする者は、明渡しの検査を受けた後、速やかに敷金還付請求書（第6号様式）を町長に提出しなければならない。

（入居者等変更事項届）

**第9条** 入居者は、入居者及び同居親族の氏名等に変更があったとき又は同居親族が同居しなくなったときは、和泊町定住促進住宅入居者等変更事項届出書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（入居承継の承認等）

**第10条** 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時の同居親族は、町長の承認を受けて、引き続き当該定住促進住宅に入居することができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、和泊町定住促進住宅入居承継承認申請書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）入居者の死亡又は退去を証する書類

（2）定住促進住宅入居許可書

3 町長は、第1項の承認をしたときは、和泊町定住促進住宅入居承継承認通知書（第9号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（退去手続）

**第11条** 条例第9条に規定する届出は、和泊町定住促進住宅退去届（第10号様式）によるものとする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成24年9月3日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成27年3月31日規則第3号)  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年8月15日規則第15号)  
この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和3年8月31日規則第10号)  
この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和6年9月30日規則第8号)  
この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和8年3月31日規則第4号)  
この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和8年4月1日規則第8号)  
この規則は、公布の日から施行する。